

様式第 2 号の 1－②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 1－①を用いること。

学校名	大宮スイーツ&カフェ専門学校
設置者名	学校法人三幸学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のあ る教員等によ る授業科目の 単位数	省令で定める 基準単位数	配 置 困 難
衛生専門課程	パティシエ・カフェ科（旧）	夜・ 通信	6 単位	6 単位	
	パティシエ・カフェ科（新）	夜・ 通信	7 単位	7 単位	
（備考）学年進行で教育課程の変更途中のため、2025 年度までの入学者は旧課程（旧と記載）にて上記に記載する。					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

「実務経験のある教員等による授業科目一覧表」を職員室に設置し、広く一般に公開
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	大宮スイーツ&カフェ専門学校
設置者名	学校法人 三幸学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.sanko.ac.jp/pdf/share/disclosure/yakuinmeibo.pdf>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	弁護士	R7.6.16～ R7.6.16 から 4 年以内に終 了する会計 年度のうち 最終のもの に関する定 時評議員会 の終結の時 まで	法務
非常勤	弁護士	R7.6.16～ R7.6.16 から 4 年以内に終 了する会計 年度のうち 最終のもの に関する定 時評議員会 の終結の時 まで	法務
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	大宮スイーツ&カフェ専門学校
設置者名	学校法人 三幸学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 法人統一の「シラバス作成ガイドライン」にのっとり作成する。作成にあたっては生徒より取得する授業評価アンケートをもとに毎年度改善を図り、2 月を目途に実施される教員会議において連携科目間の調整を行い、3 月に授業計画を作成する。 原則として法人統一の様式を使用し、客観的に分かりやすい「授業計画」「到達目標」「成績評価基準」を作成・公表している。 公表はインターネットによる他、授業内で当該生徒へ説明する。また、習熟度等に応じて授業計画が変更される場合は、都度説明を行うものとする。(公表の時期は毎年度 4 月を目途とする)	
授業計画書の公表方法	https://www.sanko.ac.jp/disclosure/omiya-sweets/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 教務規程に基づき、各学生の学習成果(試験、レポートの他、平素の履修状況等)を総合的に勘案し評価を行うものとする。 科目ごとにシラバスにあらかじめ定められた評価基準に基づき 100 点法で素点を出し、それを 20 で割り四捨五入した 5 点法に換算する。 なお、出席がシラバスに定められた規定時間数に達しないものについては不良科目とみなし、成績評価は 1 とする。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 全履修科目の評定(5点法で示されたもの)の和を科目数で除したものを「評定平均」とし、年に2回(期末ごとに)一覧管理を行うことで、成績の分布状況を把握する。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.sanko.ac.jp/disclosure/omiya-sweets/docs/schoolinfo.pdf
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 本校に修業年限以上在学し、所定の単位を修得し単位修得認定会議において校長に卒業を認められた者に卒業の認定を行う。 卒業要件単位数は、修業年限相当数を乗じた単位数以上とする。(31単位) なお、卒業を認める者については教育理念である「技能と心の調和」を体現できる人、パティシエ・カフェ科は「凡庸的な基礎技術・食の総合的な知識を有し、製菓・製パン分野・飲食業界全般で活躍できる人材おもてなしの心でお客様の喜びを自分の喜びとして考えられる人材」を満たすことを求める。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.sanko.ac.jp/disclosure/omiya-sweets/docs/schoolinfo.pdf

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	大宮スイーツ&カフェ専門学校
設置者名	学校法人 三幸学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.sanko.ac.jp/pdf/share/disclosure/9.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://www.sanko.ac.jp/pdf/share/disclosure/9.pdf
財産目録	https://www.sanko.ac.jp/pdf/share/disclosure/9.pdf
事業報告書	https://www.sanko.ac.jp/pdf/share/disclosure/9.pdf
監事による監査報告（書）	https://www.sanko.ac.jp/pdf/share/disclosure/9.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		衛生専門課程	パティシエ・カフェ科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	62	11	30	4	0	71
			116				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
320人		303人	3人	14人	22人	36人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画については、法人統一の「シラバス作成ガイドライン」にのっとり作成する。作成にあたっては生徒より取得する授業評価アンケートをもとに毎年度改善を図り、2月を目途に実施される教員会議において連携科目間の調整を行い、3月に授業計画を作成する。
成績評価の基準・方法
（概要） 教務規程に基づき、各学生の学習成果（試験、レポートの他、平素の履修状況等）を総合的に勘案し評価を行うものとする。 科目ごとにシラバスにあらかじめ定められた評価基準に基づき 100 点法で素点を出し、それを 20 で割り四捨五入した 5 点法に換算する。 なお、出席がシラバスに定められた規定時間数に達しないものについては不良科目とみなし、成績評価は 1 とする。

卒業・進級の認定基準
（概要） 本校に修業年限以上在学し、所定の単位を修得し単位修得認定会議において校長に卒業を認められた者に卒業の認定を行う。卒業要件単位数は、修業年限相当数を乗じた単位数以上とする。（31単位） ＜目指すべき人材像＞ ＜目指すべき人材像＞ 教育理念である「技能と心の調和」を体現できる人 【技能】 ・凡庸的な基礎技術・食の総合的な知識を有し、製菓・製パン分野・飲食業界全般で活躍できる人材 【心】 ・おもてなしの心で、お客様の喜びを自分の喜びとして考えられる人材
学修支援等
（概要） 担任制を取り、心身の健康問題、学校生活上の諸問題について早期発見・対応できるよう、日々個人面談等を実施している。また出欠席の状況等について、必要に応じて適宜保護者とも共有を図り、連携体制を整えている。生徒の自習や個別面談等を行うためのスペースを設置し、個別事情に配慮した環境を整えている。また希望者に対してはスクールカウンセリングを行えるよう、カウンセラーを配置している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
110 人 (100%)	0 人 (0%)	105 人 (95%)	5 人 (5%)
（主な就職、業界等） パティスリー・ブライダル・カフェ・レストラン			
（就職指導内容） 履歴書添削・面接練習他			
（主な学修成果（資格・検定等）） 製菓・調理技能検定・フードコーディネーター3級・食品衛生責任者他			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
273 人	18 人	6.6%
（中途退学の主な理由） 目標喪失・家庭事情の為		

(中退防止・中退者支援のための取組)
適性検査の実施、担任による個人面談、保護者への電話がけなど

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
パティシエ・ カフェ科	100,000 円	710,000 円	630,728 円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.sanko.ac.jp/disclosure/omiya-sweets/		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
学校関係者として、関連分野の業界関係者、卒業生、ならびに地域に根差した関連企業等の中から委員を選出し、学校関係者評価委員会を設置する。 委員の選出区分は、企業関係者、卒業生、保護者等とし、当該学校の教職員は委員となることができないものとする。 同委員会においては、教育目標および教育活動について評価を行うものとし、主な評価項目は、教育課程、進路指導、学生支援、教育環境等とする。 評価に当たっては、「専修学校における学校評価のガイドライン」に定める評価項目を用いて実施した自己点検・自己評価の結果を基に行うことを基本方針とする。 また、評価結果は学校のホームページで公表するとともに、委員会で得られた意見については速やかに集約し、各業務担当者へフィードバックする。 さらに、評価結果を踏まえた改善方策については、実施時期および責任者を明確にした上で計画的に実行し、学校運営の改善に活用するものとする。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
有限会社ヒューマンカウンスル	令和8年4月1日より 令和9年3月31日まで	関連企業
保護者代表	令和8年4月1日より 令和9年3月31日まで	保護者
卒業生代表	令和8年4月1日より 令和9年3月31日まで	卒業生
飛鳥未来きずな高等学校大宮キャンパス	令和8年4月1日より 令和9年3月31日まで	教職員

第三者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.sanko.ac.jp/disclosure/omiya-sweets/
(備考)
第三者評価未実施（実施準備中）

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.sanko.ac.jp/disclosure/omiya-sweets/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H111310300161
学校名（〇〇大学 等）	大宮スイーツ&カフェ専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 三幸学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		58人（ 28）人	52人（ 23）人	59人（ 29）人
内訳	第Ⅰ区分	22人	21人	
	（うち多子世帯）	—	—	
	第Ⅱ区分	12人	11人	
	（うち多子世帯）	—	—	
	第Ⅲ区分	—	—	
	（うち多子世帯）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	—	—	
	区分外（多子世帯）	15人	12人	
家計急変による 支援対象者（年間）				—（ 0）人
合計（年間）				—（ 29）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	—
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	—
計	人	0人	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	—
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	12人	—
計	人	12人	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。